

健康保険を使用して治療を受けられる場合

以下の書類を必ず提出してください。 ※交通事故証明書は、警察署で発行してもらってください。

【1】第三者行為（交通事故）による場合

必要書類	記入者	枚数	注意事項
A 負傷原因届(1)及び(2)	本人	各1枚	太枠内①②③④の記入は必須です
B 事故発生状況報告書	本人	1枚	
C 念書（兼 同意書）	本人	1枚	
D 誓約書	相手側	1枚	
※ 交通事故証明書	警察署発行	1枚	

【2】第三者行為（交通事故以外：ケンカ等）による場合

必要書類	記入者	枚数	注意事項
A 負傷原因届(1)及び(2)	本人	各1枚	太枠内①②③④の記入は必須です
C 念書（兼 同意書）	本人	1枚	
D 誓約書	相手側	1枚	

【3】自損事故（単独事故）による場合

必要書類	記入者	枚数	注意事項
A 負傷原因届(1)及び(2)	本人	各1枚	太枠内①②③④の記入は必須です
B 事故発生状況報告書	本人	1枚	
※ 交通事故証明書	警察署発行	1枚	

【4】上記【1～3】以外による場合

必要書類	記入者	枚数	注意事項
A 負傷原因届(1)	本人	1枚	太枠内①②の記入は必須です

■**健康保険を使用する場合**、当健保組合が医療機関へ治療費を立て替えて支払いますので、その請求先（保険会社等）を明確にしてください。

「誓約書」には、住所・氏名・電話番号を記入し、必ず同意印を捺印してもらってください。

■**【1】【2】の第三者行為の場合については**、後日、当健保組合から誓約書に記載された方（主に保険会社）に確認し、「請求書」を送付いたします。

健康保険を使用しない場合（自費診療）

■医療機関窓口で実費を請求されます。その請求額を加害者、あるいは被害者の方が立て替えてお支払いいただき、保険会社へ請求していただく方法です。

上記の諸手続きは、一切不要ですので、軽いケガ（治療が短期間で治ゆ）等の場合は、自費診療の方が簡単な場合もあります。

■自費診療に切り替える場合には、医療機関と問合せ先（株式会社ケーシップ：TEL0120-930-031）にその旨を必ずご連絡ください。